

（２） 港湾環境整備負担金対象工事の指定について

負担対象工事の指定について

港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第43条の5の規定に基づき、名古屋港管理組合が港湾環境整備負担金（以下「負担金」という。）を徴収するために定めた名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例（以下「負担金条例」という。）により、負担金の徴収対象に指定する港湾工事については、法の趣旨等を勘案し、次のとおり定めるものとする。

1 負担対象工事

平成21年度の負担金を徴収するにあたり、負担金条例第2条に定める負担金の徴収対象に指定する工事は、次のとおりとする。

工 事 の 種 類		工事に要した費用	工 事 の 名 称
		千円	
①	港湾環境整備施設（施設の敷地を含む。）の建設又は改良の工事	15,211	<ul style="list-style-type: none">中川運河緑地（堀止地区）土質調査中川運河中川口緑地整備
②	港湾環境整備施設の維持の工事	269,957	<ul style="list-style-type: none">港湾環境整備施設の維持のための工事
③	港湾における漂流物の除去等の工事	36,743	<ul style="list-style-type: none">漂流物の除去及び処理のための工事
計		321,911	

（緑地整備箇所は、別図のとおり）

2 負担割合

負担金の対象となる負担割合は、当該工事の種類、規模等を勘案し、次のとおりとする。

工 事 の 種 類		工 事 の 名 称	負 担 割 合
①	港湾環境整備施設（施設の敷地を含む。）の建設 又は改良の工事	・ 中川運河緑地（堀止地区） 土質調査	1/8
		・ 中川運河中川口緑地整備	1/8
②	港湾環境整備施設の維持の 工事	・ 港湾環境整備施設の維持の ための工事	1/2
③	港湾における漂流物の除去 等の工事	・ 漂流物の除去及び処理 のための工事	1/2

3 工場又は事業場の総面積

負担対象工事に対する負担区域内の工場又は事業場の敷地面積の合計は、次のとおりとする。

工 事 の 種 類	負 担 区 域	敷地面積の合計
-----------	---------	---------

			千m ²
①	港湾環境整備施設（施設の敷地を含む。）の建設又は改良の工事	名古屋港の臨港地区	37,208
②	港湾環境整備施設の維持の工事	名古屋港の臨港地区	34,165
③	港湾における漂流物の除去等の工事	名古屋港の臨港地区及び港湾区域	37,232

港湾環境整備施設の建設又は改良の工事に対する敷地面積の合計には、事業場予定面積3,043千m²を含む。